

議第 37 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴う改正並びに平成 30 年度国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成 16 年下呂市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（課税額）</u></p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（2） <u>後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p><u>（課税額）</u></p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）</u>につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>	<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、<u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）</u>である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.08</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.80</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の19.35</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の20.35</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,700円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民</p>

改正後	改正前
<p>健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>20,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.29</u> を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,900円</u> とする。</p>	<p>健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>18,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,150円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>13,725円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.30</u> を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,800円</u> とする。</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,925円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,850円</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.50</u> を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.73</u> を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,000円</u> とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,500円</u> とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,800円</u> とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>6,300円</u> とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た</p>

改正後	改正前
<p>額(当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>17,290 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,000 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,500 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>6,230 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の</p>	<p>額(当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>16,100 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,810 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,405 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,608 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>6,160 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の</p>

改正後	改正前
<p>世帯 <u>5,530 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,765 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,148 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,300 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,060 円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>12,350 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,000 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,000 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,500 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,450 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p>	<p>世帯 <u>5,460 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,730 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,095 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,650 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,410 円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>11,500 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,150 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,575 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,863 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,400 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,950 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,975 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,963 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について <u>4,500 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>2,900 円</u></p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 49 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について <u>4,940 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,000 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,000 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世</p>	<p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,950 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について <u>4,750 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>3,150 円</u></p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 49 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について <u>4,600 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,660 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,830 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,745 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世</p>

改正後	改正前
<p>帯主を除く。) 1人について <u>1,780 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,580 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>790 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,185 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,800 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,160 円</u></p>	<p>帯主を除く。) 1人について <u>1,760 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,560 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>780 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,170 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,900 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,260 円</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴う改正並びに平成 30 年度国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 平成 30 年度からの国民健康保険制度改革により、国民健康保険法施行令が改正され、市町村では県に事業納付金を納めることとなります。これに伴い、当該条例との整合性を図るために条文の一部を改めます。

(第 2 条関係)

(2) 第 2 条改正に伴い、法律番号を削除します。

(第 5 条の 2 関係)

(3) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7 割、5 割、2 割軽減措置後の額として一人当たり年間約 3,200 円の増額となる見込みです。

(第 3 条から第 5 条の 2 関係)

<医療給付費分>

区分	平成 30 年度(A)	平成 29 年度(B)	増減(A) - (B)
所得割	5.08%	4.80%	0.28
資産割	19.35%	20.35%	-1.00
均等割	24,700 円	23,000 円	1,700 円
平等割	20,000 円	18,300 円	1,700 円
平等割 (特定世帯)	10,000 円	9,150 円	850 円
平等割 (特定継続世帯)	15,000 円	13,725 円	1,275 円

- (4) 後期高齢者支援分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約60円の増額となる見込みです。

(第6条、第7条の2及び第7条の3関係)

<後期高齢者支援金分>

区分	平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減(A)-(B)
所得割	2.29%	2.30%	-0.01
資産割	-	-	-
均等割	8,900円	8,800円	100円
平等割	7,900円	7,800円	100円
平等割(特定世帯)	3,950円	3,900円	50円
平等割(特定継続世帯)	5,925円	5,850円	75円

- (5) 介護納付金の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約2,600円の減額となる見込みです。

(第8条、第9条の2及び第9条の3関係)

<介護納付金分>

区分	平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減(A)-(B)
所得割	1.50%	1.73%	-0.23
資産割	-	-	-
均等割	9,000円	9,500円	-500円
平等割	5,800円	6,300円	-500円

(6) 7割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が33万円を超えない世帯)

(第23条第1号関係)

区分	対象項目		平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減 (A)－(B)
均等割	医療給付費分		17,290円	16,100円	1,190円
	後期高齢者支援金分		6,230円	6,160円	70円
	介護納付金分		6,300円	6,650円	－350円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	14,000円	12,810円	1,190円
		特定世帯	7,000円	6,405円	595円
		特定継続世帯	10,500円	9,608円	892円
	後期高齢者支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,530円	5,460円	70円
		特定世帯	2,765円	2,730円	35円
		特定継続世帯	4,148円	4,095円	53円
	介護納付金分		4,060円	4,410円	－350円

(7) 5割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔33万円＋(27万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

(第23条第2号関係)

区分	対象項目		平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減 (A)－(B)
均等割	医療給付費分		12,350円	11,500円	850円
	後期高齢者支援金分		4,450円	4,400円	50円
	介護納付金分		4,500円	4,750円	－250円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,000円	9,150円	850円
		特定世帯	5,000円	4,575円	425円
		特定継続世帯	7,500円	6,863円	637円
	後期高齢者支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,950円	3,900円	50円
		特定世帯	1,975円	1,950円	25円
		特定継続世帯	2,963円	2,925円	38円
	介護納付金分		2,900円	3,150円	－250円

(8) 2割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔33万円＋(49万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

(第23条第3号関係)

区分	対象項目	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減 (A)－(B)	
均等割	医療給付費分	4,940円	4,600円	340円	
	後期高齢者支援金分	1,780円	1,760円	20円	
	介護納付金分	1,800円	1,900円	－100円	
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,000円	3,660円	340円
		特定世帯	2,000円	1,830円	170円
		特定継続世帯	3,000円	2,745円	255円
	後期高齢者支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,580円	1,560円	20円
		特定世帯	790円	780円	10円
		特定継続世帯	1,185円	1,170円	15円
		介護納付金分	1,160円	1,260円	－100円

(9) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(10) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)